【資料５】

# 成年後見制度実態把握調査について

## １　調査基準

令和７年９月１日時点

## ２　調査対象

（１）社会福祉施設等（村上市内の施設）

・老人福祉施設・居宅介護支援事業所

・障害福祉施設・相談支援専門員

（２）村上はまなす病院（村上市内の精神科病院）

村上市に住所があり基準日に６ヶ月以上入院している人。

（３）専門職

・新潟県弁護士会会員（村上市内）の弁護士

・新潟県司法書士会会員（村上市内）の司法書士

・ぱあとなあ新潟に登録している村上市内の社会福祉士

・コスモス新潟に登録している村上市内の行政書士

（４）社会福祉法人

村上市内の社会福祉法人

## ３　調査方法

（１）調査票の配布方法

村上市から調査票を電子メールにて送信。

（２）回答方法

電子メールにより回答する（本庁及び各支所）。

## ４　調査期間

令和７年９月１日（月）～9月 30 日（火）

## ５　問い合せ先

〒958－8501　村上市三之町１－１

村上市役所介護高齢課　地域包括支援センター（内線 3431）

福祉課　（内線 1311）

ＴＥＬ／0254-53-2111　　ＦＡＸ／0254-53-3840

## ６　その他

調査結果については、取り纏め次第、調査に協力いただいた施設に提供するとともに、回答施設名等が特定されない形で公表する。